

議案第58号

三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年6月9日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成18年6月16日原案可決
三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例（平成5年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、削除条項等並びに別表を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線の引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
第1条 略 (指定管理者による管理)	第1条 略

第2条 健康むらの管理は、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせる。

2 指定管理者の指定の期間は、当該指定をした日から起算して3年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 健康むらの利用の許可に関する業務
- (2) 健康むらの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康むらの運営に関する事務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務

(行為の制限)

第4条 健康むらにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する行為
- (2) 施設及び設備を棄損し、又は汚損する行為
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する行為
- (4) 前3号に掲げる行為のほか、健康むらの管理上支障があると町長が認める行為

(利用者に対する指示等)

第5条 指定管理者は、前条の規定に違反し、又はそのおそれのある者その他健康むらの適正な管理を図るため、必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用時間及び休業日)

第6条 健康むらの利用時間及び休業日は、
指定管理者があらかじめ町長の承認を得て
定めるものとする。

(利用の許可)

第7条 健康むらを利用しようとする者で、
その利用が次の各号の1に該当する場合は、
あらかじめ指定管理者に申請して、その許
可を受けなければならない。許可に係る事
項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(4) 略

2 前項の規定による申請があった場合にお
いて指定管理者は、その利用が第4条各号
のいずれかに該当する場合を除き、当該申
請について、利用を許可(以下「利用許可」
という。)しなければならない。

3 指定管理者は、利用許可を与える場合に
おいて、管理上必要な条件を付することが
できる。

4 利用許可の手續に関し必要な事項は、指
定管理者が、別に定める。

(利用権の譲渡禁止)

第8条 利用許可を受けた者は、その権利を
他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の停止、条件の変更及び許可の取消)

第9条 指定管理者は、健康むらの管理上特
に必要があるとき又は利用者が次の各号の
1に該当するときは、当該利用を停止し、
利用条件を変更し、又は利用の許可を取り
消すことができる。

(1) 利用許可を受けた者が、不正な手段に
よって利用の許可を受けたとき。

(利用の許可)

第2条 健康むらを利用しようとする者で、
その利用が次の各号の1に該当する場合は、
あらかじめ町長の許可を受けなければなら
ない。許可に係る事項を変更しようとする
ときも、同様とする。

(1)～(4) 略

2 町長は、前項の許可を与える場合におい
て、管理上必要な条件を付することができ
る。

(利用権の譲渡禁止)

第3条 前条第1項の規定により利用の許可
を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、
又は転貸してはならない。

(利用の停止、条件の変更及び許可の取消)

第4条 町長は、健康むらの管理上特に必要
があるとき又は利用者が次の各号の1に該
当するときは、当該利用を停止し、利用条
件を変更し、又は利用の許可を取り消すこ
とができる。

(1) 不正な手段によって利用の許可を受け
たとき。

(2) 第5条の規定による指定管理者の指示等又は第7条第3項の規定により指定管理者が付した条件に従わないとき。

(3) 略

2 利用者が、前項各号の1に該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても町及び指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料)

第10条 健康むらの利用は、無料とする。ただし、営利を目的とする利用及び第7条第1項の規定による指定管理者の許可を受けなければならない利用その他利用料を徴収することが適当と認められる利用については、利用料を徴収する。

2 前項の利用料は、指定管理者が、あらかじめ町長の承認を得て定めなければならない。

3 町長は、前項の規定による利用料の承認をしたときは、すみやかにこれを告示しなければならない。

4 利用料は、利用を許可するときに、指定管理者の収入として收受させる。

5 既に納入された利用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用料を納入した者が、その責めに帰することができない理由により、健康むらを利用することができなかつた場合

(2) 利用料を納入した者が、当該利用を開始しようとする日前2日までに、その中止を申し出た場合

(2) 第2条第2項の規定により町長が付した条件又は前条の規定による遵守事項若しくは町長の指示に従わないとき。

(3) 略

2 利用者が、前項各号の1に該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても町は、その責めを負わない。

(使用料)

第5条 健康むらの利用は、無料とする。ただし、営利を目的とする利用及び町外者の利用(第2条第1項の規定による町長の許可を受けなければならない利用に限る。)については施設使用料を、健康むらの電力を使用する設備を設置する利用については電力使用料を、それぞれ別表に定めるところにより徴収する。

2 使用料は、利用を許可するときに徴収する。

3 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、町長が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ町長が定める基準に従い、利用料を減額し、又は免除しなければならない。

2 前項の町長が定める基準は、公益上その他特別の理由により必要があると認められるものでなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、健康むらの管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(使用料の減免)

第6条 町長は、前条の規定にかかわらず、公益上その他特別の理由により必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第7条 町長は、健康むらの保全及び利用の許可に関する事務を公共的団体に委託することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、健康むらの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第5条関係)

略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた許可その他の行為は、この条例による改正後の三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例(以下「改正後条例」という。)の相当する規定によりなされた許可その他の行為とみなして、改正後条例の規定を適用する。